

# 参考資料



平成26年7月4日



文部科学省  
MEXT

# 目次

1. 検討の背景	3
2. 現行制度	7
3. 高等学校を取り巻く現状	27
4. その他の取組	51
5. 関連規定集	63

# 1. 検討の背景

# 日本再興戦略 -JAPAN is BACK-

(平成25年6月14日閣議決定)

## 第Ⅱ. 3つのアクションプラン

### 一. 日本産業再興プラン

#### 4. 世界最高水準のIT 社会の実現

##### ①ITが「あたりまえ」の時代にふさわしい規制・制度改革

ITやデータを活用したイノベーションにおいて、我が国企業が他国に劣後しないよう、徹底した規制・制度改革を進める。この取組の中で、IT 利活用を推進するための法的措置（IT 利活用を推進するための「基本法」）の必要性についても検討する。

##### ○規制制度改革集中アクションプランの策定

- ・ 「IT 総合戦略本部」において、「規制改革会議」と連携しつつ、対面・書面交付が前提とされているサービスや手続きを含め、IT利活用の裾野拡大の観点から、関連制度（運用解釈が明確でないものを含む。）の精査・検討を行い、本年中を目途に、「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン（仮称）」を策定する。

## 世界最先端IT 国家創造宣言

(平成25年6月14日閣議決定)

## IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化

### 1. 人材育成・教育

#### (2) 国民全体のIT リテラシーの向上

インターネットの普及に加え、スマートフォン等の急速な拡大により、国民全体としてIT に触れる機会が増大していることを踏まえ、IT の利活用により、子供から高齢者まで、そのメリットを享受して豊かに生活を送ることができるよう、情報モラルや情報セキュリティに関する知識を含め、国民全体のIT リテラシーの向上を図る。

このため、子供から学生、社会人、高齢者に至るまで、そのリテラシーの現状も把握しつつ、年代層別に、IT に関する知識を身に付けるための取組を推進する。また、遠隔教育等IT の利活用により、離島を含め全国津々浦々で、全ての国民が地理的・時間的制約を受けることなく自由に学べる環境を整備する。

# IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン（抜粋）

（平成25年12月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

## （テーマ1）対面原則の見直し

対面での説明や役務の提供を原則としている制度について、利用者への多様な選択肢の提供や業務の効率化等の観点から、インターネット等を利用した対面以外の手法も可能となるよう、以下のような制度の見直し等を行う。

項目名	高等学校での遠隔授業の正規授業化
制度の現状	高校での遠隔授業は正規授業として認められていない。
対処方針	文部科学省は、高等学校における遠隔授業の正規授業化に向けて、教育課程の特例措置や関係する事業の成果を活用し、総合的かつ網羅的に実践事例の収集・検証を行うとともに、ITを活用した遠隔教育の有効性や課題及びその対応策について検討を行うための有識者会議を平成26年度早期に立ち上げる。有識者会議においては、平成26年度末までの実践事例の実施状況を踏まえつつ、平成27年度早期に検討状況の中間的な整理を行うとともに、その後のスケジュールについて明確化する。

※高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部は、内閣総理大臣を本部長とし、全ての国務大臣を構成員としている。

# 中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ

～高校教育の質の確保・向上に向けて～（抄）

（平成26年6月 中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会）

## 第2章 高校教育の質の確保・向上に関する課題・基本的考え方

### 3. 多様な学習ニーズへのきめ細やかな対応＜多様化への対応＞

#### （2）経済社会の変化等への対応

##### ④ ICT教育の推進

- 情報化の急速な進展に伴い、情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための情報活用能力を育成することが必要である。また、過疎化等が深刻化するとともに、少子化による高校再編が進められる中で、遠隔地からの先進的な教育の実施や特別な支援が必要な生徒へのきめ細やかな対応も含め、ICTや様々なメディアを活用することにより、全日制・定時制課程における生徒の多様な質の高い学びを実現するために効果的な授業の在り方を検討することも必要である。

## 第3章 高校教育の質の確保・向上に向けた施策

### 3. 多様なニーズに対応した教育活動の推進

#### （4）ICT等の活用による学びの機会充実

- ICTの進展を踏まえ、高等学校における新たな教育の在り方の検討を進めていくことは重要であり、ICTの活用による対話型・協働型の新たな学習形態の普及に向けた検討を行うことが必要である。また、全日制課程等において、ICT等を活用した学習効果を高めるための遠隔教育の実施に向けた検討を進めることが必要である。

## 2. 現行制度

## 全日制・定時制課程の高等学校における遠隔教育について

### <現行制度について>

全日制及び定時制の課程の高等学校においては、通学による教育が前提となっている。ただし、以下の場合であって文部科学大臣が認める場合には、現行制度においても、教育課程の特例として、遠隔授業を行うことが可能。

- ① 教育課程に関し改善に資する研究を行うため特に必要がある場合  
(学校教育法施行規則第85条。「研究開発学校」)
- ② 地域の実情に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該高校又は、当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある場合  
(学校教育法施行規則第85条の2。「教育課程特例校」)
- ③ 不登校生徒など特別の事情を抱える生徒に対し、その実態に配慮した特別の教育課程を編成することが必要な場合  
(学校教育法施行規則第86条)



# 教育研究開発事業（研究開発学校）

（平成25年度予算額：82,842千円の内数）

平成26年度予算額：75,479千円の内数

## 【概要】

教育課程の基準の改善等に資する実証的資料を得るため、研究校を募集・指定し、現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を認めることにより、新しい教育課程、指導方法についての研究開発を行う。

教育上の課題、学校教育に対する多様な要請

文部科学省



中央教育審議会  
教育課程部会

募集・指定

企画評価会議

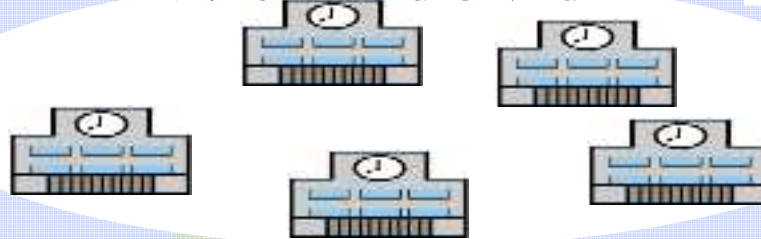
申請のあった研究開発実施計画  
についての審査等

研究成果

教育研究開発協議会

指定校による研究成果の発表

研究開発学校指定校



現行の教育課程の基準によらない実証的研究の実施

学習指導要領等の教育課程の基準の改善

# 教育課程特例校制度

## 【概要】

学校又は当該学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要等が認められる場合に、教育課程特例校として指定し、学習指導要領等の教育課程の基準によらない特別の教育課程の編成・実施を可能とする。

### ① 申請

- ・教育課程特例校の指定を希望する学校の管理機関は、文部科学省に申請書を提出
- ・原則として8月(年1回)

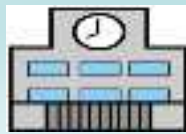
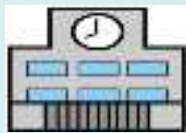
### ② 指定

- ・管理機関から申請のあった特別の教育課程編成・実施計画を審査
- ・教育課程特例校として指定
- 審査基準
  - ・特別の教育課程を編成する必要性が認められること
  - ・教育基本法等の規定に照らして適切であること
  - ・児童生徒への教育上適切な配慮がなされていること等

### ③ 報告

- ・管理機関は、教育課程特例校における特別の教育課程の実施状況を把握・検証
- ・少なくとも3年に1度、文部科学省に報告

管理機関



教育課程特例校

国立学校：国立大学法人  
公立学校：当該学校を管理する教育委員会  
私立学校：学校法人等

学校又は地域の特色を生かした  
特別の教育課程を編成して教育を実施

# 高等学校の全日制・定時制課程における不登校生徒に対する 通信の方法を用いた教育による単位認定について

## 1. 制度の概要

- 高等学校の全日制・定時制課程において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席していると認められる生徒を対象として、通信の方法を用いた教育により、36単位を上限として単位認定を行うことを可能とする。
- 上記措置を希望する高等学校を設置する地方公共団体の教育委員会、国立大学法人、学校法人からの申請に基づき、文部科学大臣が、当該高等学校を指定する。

※ 平成16年度に構造改革特区における特例措置として実施されていたが、閣議決定(平成20年4月25日)に基づき平成21年3月に全国化。

## 2. 適用実績

平成26年7月現在における適用実績は以下の4件。

- 平成18年4月～ 仰星学園高等学校(学校法人仰星学園)(福岡県)
- 平成22年4月～ 竹田南高等学校(学校法人稲葉学園)(大分県)
- 平成23年4月～ 旭丘高等学校(学校法人新名学園)(神奈川県)
- 平成23年4月～ 城西高等学校(学校法人日章学園)(鹿児島県)

# 通信制課程における遠隔教育の取扱い (高等学校学習指導要領 平成21年3月文部科学省告示)

## 添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の標準

各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間（1単位時間は、50分として計算するものとする。以下同じ）数の標準は、1単位につき次の表のとおりとするほか、学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のものについては。各学校が定めるものとする。

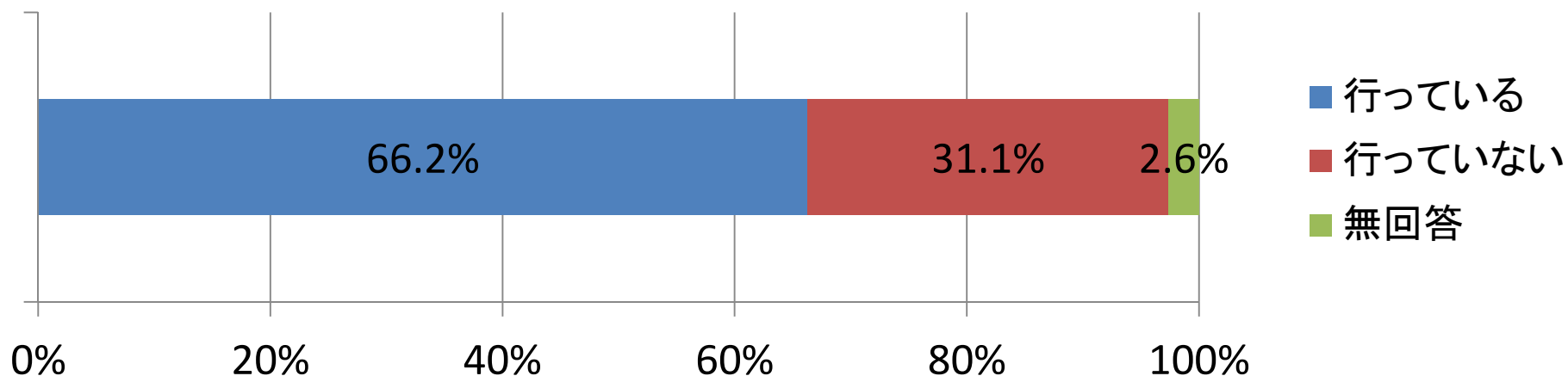
各教科・科目	添削指導(回)	面接指導(単位時間)
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～3	各教科・科目の必要に応じて2～8

## ラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の免除

学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について計画的かつ継続的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることはできない。

## 通信制高校におけるメディアを利用した面接指導時間の免除(単数回答)

[N=151]



## 通信制高校におけるメディア視聴の確認方法(複数回答)

視聴票の提出により確認する

86.8%

双方向方式の一環としてリアルタイムで確認する

8.5%

「添削指導の課題」の中で確認する

23.6%

その他

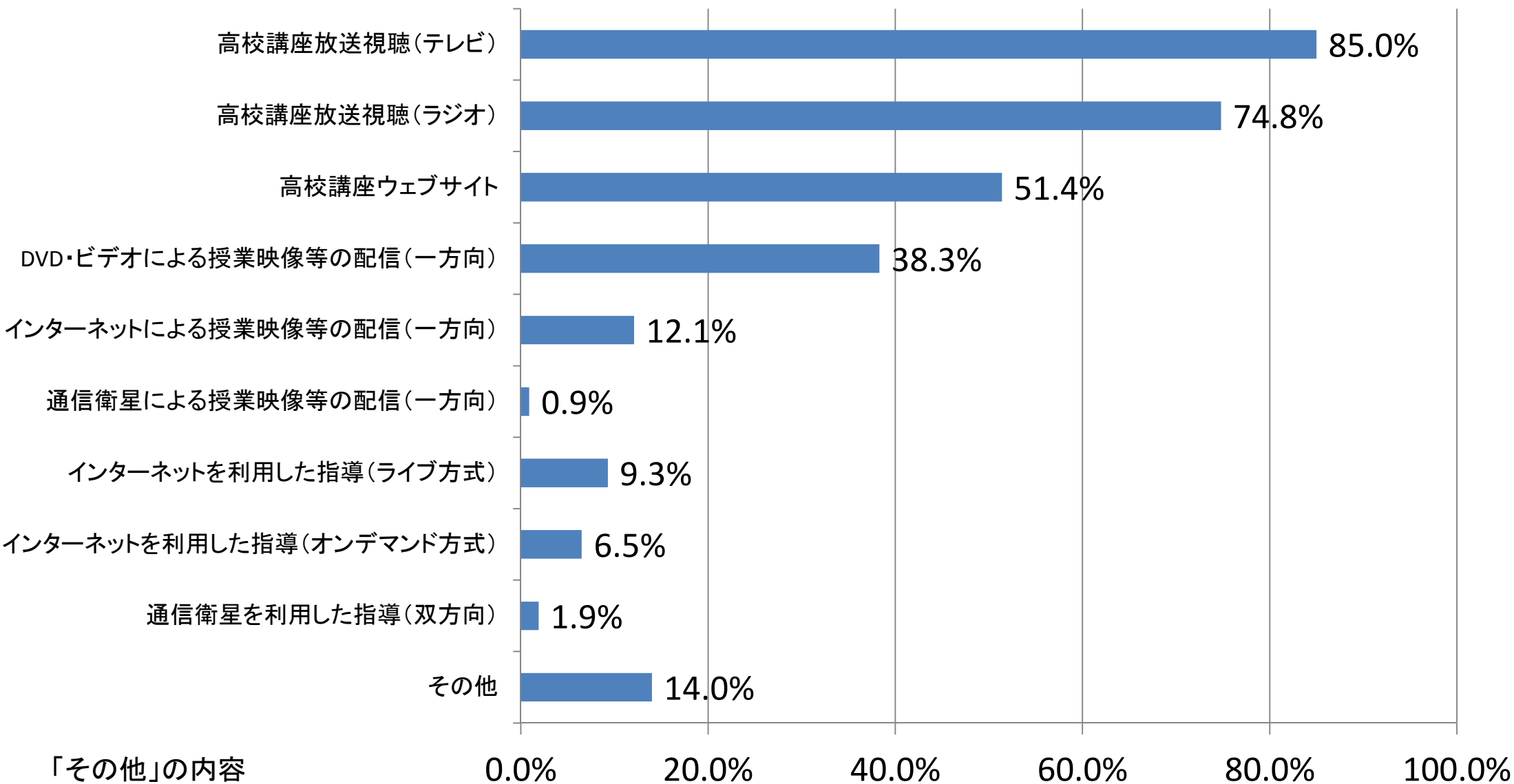
6.6%

「その他」の内容

- ・視聴報告書の提出により確認
- ・インターネット配信ソフトによって、システムの的に視聴を確認
- ・インターネットダウンロード記録
- ・免除課題の提出により確認

0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0%

# 通信制高校における免除に利用しているメディアの形態(複数回答)



「その他」の内容

0.0%

20.0%

40.0%

60.0%

80.0%

100.0%

- ・高校講座以外のテレビ・ラジオ番組の確認
- ・講座に準じる内容のあるテレビ番組(芸術等)